

# 史跡慈恩寺旧境内保存活用計画

大宮 富善（山形県寒河江市教育委員会生涯学習課）

## 1. はじめに

寒河江市は、山形県のほぼ中央に位置し、山形市から20km圏内にある西村山地域の中核都市である。

寒河江の名称は、平安時代、摂関家藤原氏の荘園名として初めて歴史に登場する。鎌倉期に大江広元が寒河江荘地頭に任ぜられ、以後、大江氏が戦国時代末までおよそ400年にわたり、寒河江城を拠点として寒河江を統治した。天正12年（1584）、山形城主最上義光に敗れ、寒河江は最上氏の支配下に入る。最上氏の支配の後、江戸初期から幕府直轄領となり代官所が設置され、寒河江は行政の中心となった。明治維新後、寒河江に西村山郡役所が設置され、引き続き地方行政の中心地として発展。第二次世界大戦終戦後の昭和29年（1954）に、寒河江町と西根村・柴橋村・高松村・醍醐村・白岩町・三泉村の2町5村が合併、現在の寒河江市となった。市の面積は

139.03km<sup>2</sup>である。

平成30年10月末段階での人口は41,268人。30年度的一般会計当初予算は、182億1,100万円ほどであり、このうち市教育委員会生涯学習課の歴史文化費は約5,130万円である。

寒河江市の産業は農業を中心とし、代表的な農産品が「さくらんぼ」である。県内では第3位の生産量で産出額は31億円にのぼる。

平成28年策定の「第6次寒河江市振興計画」では、将来の都市像「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を掲げ、市民誰もが笑顔で幸せに暮らし続けられるまちの実現に取り組んでいる。

今回、史跡の保存活用計画の対象となった史跡慈恩寺旧境内は、山形盆地の西縁中央、葉山の南裾部に位置し、慈恩寺からは南側直下に寒河江川、東側遠方に最上川を望み、慈恩寺は山形盆地全体を俯瞰する段丘平場に位置している。



図1 山形県と寒河江市の位置

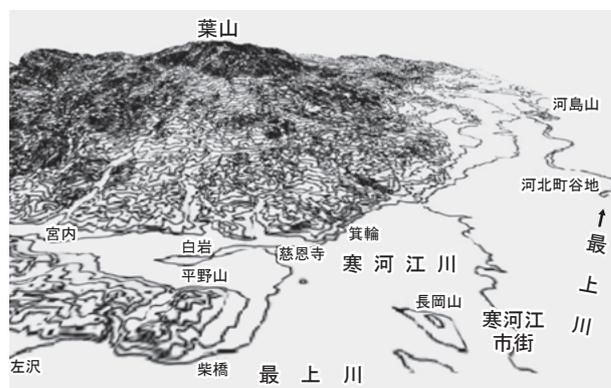


図2 寒河江市を南上空からみた鳥瞰図（国土数値情報50mメッシュ標高より作成）

## 2. 指定に至る経緯と保存活用計画の策定経緯

### (1) 指定に至る経緯

平成21年度の年度途中に、山形県は、ポスト「最上川世界遺産登録推進事業」として「山形の宝」を育む事業を行うこととなり、寒河江市はこの事業支援を受けて、平成22年3月に第1回慈恩寺シンポジウムを開催した。これが、慈恩寺国史跡指定に向けたの第一歩である。

平成22年10月に、市は慈恩寺国史跡指定推進委員会を設立し、慈恩寺地区の方々からの応援体制を整え、慈恩寺シンポジウムや慈恩寺行事研究会などを開催するなど、慈恩寺文化を市内外に発信するとともに、国史跡指定に向けた本格的な慈恩寺文化財の調査に取り組んだ。平成23年度に、新第5次寒河江市振興計画が策定され、「慈恩寺「悠久の魅力」向上プロジェクト」が7つの重点プロジェクトの1つに掲げられて、3年後には国史跡意見具申書提出を目標とする慈恩寺国史跡指定具現化に向けた市あげでの取り組みがはじまった。

平成23年7月に、慈恩寺の国史跡指定に向けた意見具申書に関することを調査検討するため、有識者5名からなる慈恩寺調査検討委員会を立ち上げ、慈恩寺史跡としての価値の裏付けとなる調査を実施していただいた。この検討委員会には、文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官がオブザーバーとして参加、助言をいただいた。



図3 「慈恩寺Times」



平成24年度には、慈恩寺一山地域の地形図を作成し、具申書に必要な資料を整えていった。また、慈恩寺一山や醍醐地区民への説明会を開催し、まずは地元民に対し、国史跡指定に向けた取組みの理解を得ることに努めた。市民へは、国史跡指定を目指した事業と進展状況を知らせる広報紙「慈恩寺Times」を発刊し、事業の周知を図っていった。

平成25年度に入り、『慈恩寺総合調査報告書』の発刊をした上で、地権者からの同意書を取得し、平成26年1月21日付けで意見具申書を提出、平成26年10月6日に慈恩寺旧境内が正式に国史跡となった。指定告示は次のとおりである。

名称：慈恩寺旧境内  
 所在地：山形県寒河江市大字慈恩寺字ヲヤマ940番1ほか（全257筆）  
 指定年月日：平成26年10月6日（文部科学省告示第137号）

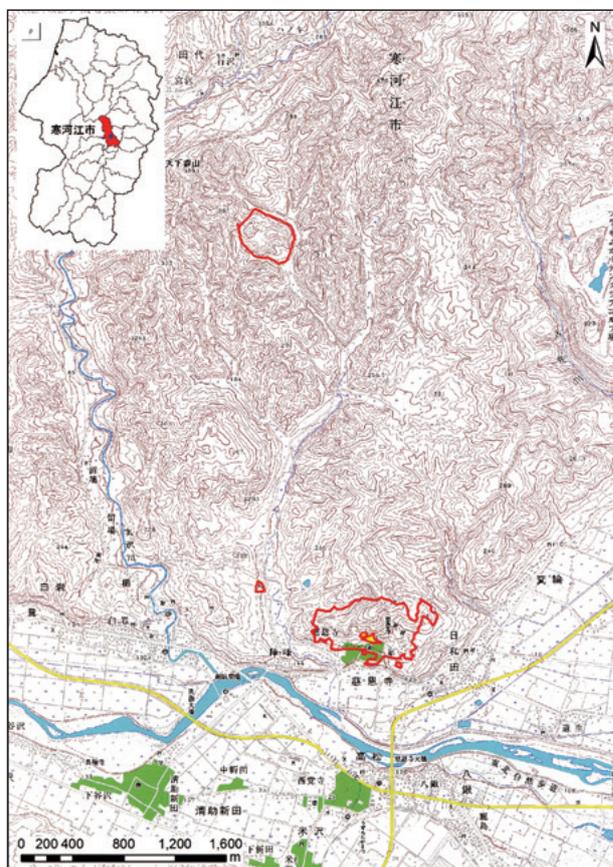


図4 史跡慈恩寺旧境内（赤線内）

## (2) 保存活用計画の策定経緯

史跡慈恩寺旧境内の範囲には、本堂を中心とした慈恩寺境内、3ヶ院17坊を含む集落地、また、公園や果樹園を中心とした農地、修験行場を含む山林などがあり、それぞれ土地利用が図られている。史跡地が広域で、土地利用も多岐にわたる現状を踏まえ、文化財保護法に基づきながら、史跡の保存と活用を適切に図る必要があることから、史跡慈恩寺旧境内保存活用計画を策定する必要があるがあった。

史跡慈恩寺旧境内は、山業地区以外は寒河江市都市計画区域に含まれており、用途区域外となっている。しかし、寒河江市都市計画マスタープラン（平成28年度に見直し作成）において都市軸のなかで歴史・観光拠点地域として位置付けられており、整備方針として、既存資源を活かした文化的な施設整備を図ることにより、歴史・観光拠点と一体化した魅力ある居住環境の整備を図るまちづくりが計画されていた。また、慈恩寺の歴史的財産を守りながら、観光資源として活用、産業の発展、豊かな地域づくりに資するため、慈恩寺を基点とした地域の文化・観光・産業振興の総合計画が、「寒河江市慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画」であり、平成26年3月に首長部局で策定されていた。このような観光に軸足を置いた計画が先行する中で、国史跡指定の翌年、平成27年4月に慈恩寺旧境内保存活用計画策定委員会を設置し（委員8名、オブザーバー2名、委員長伊藤清郎山形大学名誉教授）、2年にわたり審議、

保存活用計画の策定をおこなった。委員会の審議において、山形県教育庁文化財・生涯学習課より指導をいただいた。『史跡慈恩寺旧境内保存活用計画書』の発刊は、平成29年3月である。

## 3. 史跡慈恩寺旧境内の概要

史跡慈恩寺旧境内の概要については、『月刊文化財』（文化庁文化財部監修 平成26年9月 612号）に次のとおり記されている。

慈恩寺旧境内は山形盆地の西縁中央に位置し、南側を寒河江川が東流する。葉山（標高1,462m）の前山群の最も手前の丘陵地を占め、堂塔と前面の院坊屋敷地との背後を中世の城館群が取り巻き、さらに北へ4kmほどの地点に山業と呼ばれる修験の行場を有する。延享3年(1746)の文書に「境内山林」として「東西拾町余、南北五拾町余」との記載がみえ、山林を含む広大な範囲に及んでいた。寒河江川の谷は出羽三山を経て、庄内平野につらなる交通路で、最上川舟運が山形盆地に通じるのは近世初期であることから、当地域は出羽の内陸部と海岸部とを結ぶ交通の要衝であったと考えられる。

縁起等は慈恩寺の創建を天平期（729～749）とするが、具体的な様相が把握できるのは平安時代後期になってからである。天仁元年(1108)、あるいは仁平年間（1151～54）に鳥羽天皇（法皇）の勅（院宣）によって造営がなされたとされ（『出羽国村山郡瑞宝山慈恩寺伽藍記』）、法相宗の寺院として建立されたとの伝承も有する。本尊木造弥勒菩薩坐像の胎内経奥書から、永仁6年（1298）には少なくとも鳥羽天皇の御願寺とする伝承が成立していたことが知られる。慈恩寺のある寒河江荘は天仁年間（1108～10）、藤原忠実の荘園であり（『殿暦』）、名取新宮寺（宮城県名取市）の一切経の中に慈恩寺の一切経が存在することや、重要文化財に指定されている平安時代後期の仏像群の存在等、



図5 「史跡慈恩寺旧境内保存活用計画書」

藤原摂関家との関係をうかがわせる。文治5年(1189)の奥羽合戦ののち、大江広元が寒河江荘地頭となり、以後、大江氏が相伝し、慈恩寺の保護を行った。永正元年(1504)の兵乱によって堂塔は焼失するが、その復興の基礎は大江氏を滅ぼし、新たに入部した最上氏によって築かれ、その改易(元和8年〈1622〉)後は江戸幕府が朱印地を与え、現在の伽藍の整備・経営がなされた。本堂(弥勒堂、元和4年建築、重要文化財)のほか、県指定3棟あるいは市指定5棟の建造物等によって伽藍が構成され、永仁6年造立の本尊等、重要文化財5件30軀、県指定16件24軀の仏像が遺されている。

法華経所依の平安後期の仏像群の存在から、



図6 本山慈恩寺本堂



図7 慈恩寺本尊五仏(弥勒菩薩像、釈迦如来像、地藏菩薩像、不動明王像、降三世明王像)

法華経を中心とする天台教学の寺院であったことがうかがえ、平安末期から鎌倉初期にかけて真言密教が流入したと考えられる。永仁6年に造立された本尊弥勒菩薩を中心とする五尊像が顕教系と密教系の仏像によって構成されるなど、鎌倉時代以降、顕密を兼学した。また、臨済禅や西大寺系律宗、時宗なども入り、総合的な学問が実修されていた。現在においても、慈恩寺の一切経会に四天王寺(大阪市)の楽人を祖とする林家による舞楽(重要無形民俗文化財)が奉納されるが、史料上、永正5年(1508)までに確実に遡るものである。また、中世の史料から慈恩寺の伽藍は西院・中院の別があったことが知られている。堂塔と前面の院坊屋敷地を取り巻くように中世の城館である肥前楯やゴロビツ楯等がある。

江戸時代の慈恩寺は弥勒堂を中心として3ヶ院48坊からなる一山寺院を構成し、鎮護国家・



図8 慈恩寺舞楽(太平楽)



図9 三の宿(四十八森)

五穀豊穰・招福除災を祈願する祈祷寺の性格をもつ寺院であった。3ヶ院は真言方学頭の宝蔵院と華蔵院、それに天台方別当最上院（元和9年以前は池本坊と称した）で、いずれも中世からその地位を保持している。

当初葉山で峯中<sup>ぶちゅう</sup>を行っていたが、天正年間（1573～92）に葉山と峯を分け、独自の峯中を行うようになる。「山醜酬」と呼ばれる山内に「一の宿」（新山堂が存在）、「二の宿」、「三の宿」があり、山業と呼ばれた「三の宿」は四十八森などの旧状を良好にとどめている。寺領は天台真言両宗の寺として、寛永5年（1628）に2,812石3斗余が安堵されている。明治4年（1871）の上知令により、朱印地が没収され、帰農するものも多く、昭和21年、天台真言両宗慈恩寺派として「瑞宝山本山慈恩寺」を名乗って現在に至る。3ヶ院17坊の構成である。

このように慈恩寺旧境内は、平安時代以来、藤原摂関家、地頭大江氏、最上氏、さらに江戸幕府によって保護が図られ、鎮護国家を祈願する祈祷寺として多くの仏像や古文書等を伝えてきた。江戸時代に復興した堂社と院坊屋敷地の佇まいは、その背後を取り巻く城館群や旧境内地の北端近くに存在する行場とともに、旧境内地の様相を良好にとどめている。わが国の仏教信仰の在り方を知る上で重要であることから、史跡に指定し、保護の万全を図るものである。



図10 慈恩寺の法会（修正会）

史跡慈恩寺旧境内の本質的価値を要約すれば、次の通りとなる。

- ①江戸時代に復興した堂社の佇まい。
- ②院坊屋敷地の佇まい。
- ③背後を取り巻く城館群（田沢要害・肥前楯・尾山楯・ゴロビツ楯）
- ④旧境内北部に存在する行場跡。
- ⑤旧境内の結界を示す堂社。

史跡慈恩寺旧境内は、歴史の重層性の観点から見ると、仏像群や寺院建造物・慈恩寺台地上に展開する院坊屋敷地や城館などが、平安時代、鎌倉・室町時代、江戸時代、明治以降の近現代のそれぞれの時代的特色を重ね持っている。また、価値の多様性という観点から見ると、日本列島の東北辺境の地において、それぞれの時代に流入になった中央の仏教文化をベースに、この地域での特色が付加され、独自の仏教文化が展開されてきたといえよう。法会や舞楽、修験などに多様性の一端を見ることができる。寺伝や仏像群は平安期までさかのぼるものの、史跡の指定は、絵図で確認できる江戸時代を中心とし、それより遡る時代の解明は課題となっている。

#### 4. 計画策定の際の課題と解決

保存活用計画を策定するにあたり、課題は山積みみであった。保存面では、多様な価値を証する本堂境内地、仏像群、本堂などの建造物群、山林樹木、修験行場などは修理を要する損壊が多くみられた。

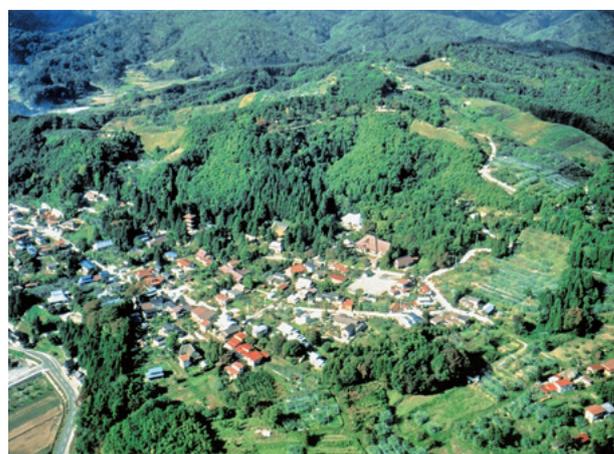


図11 慈恩寺本堂境内地

また院坊屋敷地は、現在の慈恩寺地域住民の生活の場である。史跡保存のため、現状変更申請などの手続きに同意を得られるか心元なかった。

活用面では、慈恩寺の存在そのものが全国的に知られていない、慈恩寺への交通アクセスが整備されていない、史跡慈恩寺旧境内の価値を示す案内板や説明板・ガイドなどが不足している、ガイダンス施設など活性化の拠点施設がない、などが挙げられていた。なによりも行政は地域活性化を図るための観光振興の拠点として過大な期待をかけていた。

### (1) 保存管理上の課題と解決

保存管理上の具体的な課題は次のとおりである。

①本堂境内地の重文の慈恩寺本堂ほか多くの指定建造物や結界を示す堂社の社殿には、修理を要する傷みが見受けられる。

②沢や山の斜面を走る山道など崩落箇所や旧形状を失っている箇所がある。

③崖地や、平場造成地において土砂崩れの危険が指摘されている。

④屋敷地割や元坊屋敷形態を示す院坊地の屋敷地においては、宗教集落の景観保存を図る必要がある。

⑤景観に関係する植生の保存管理がなされていない。

⑥火災の危険性が高い本堂や史跡の歴史文化を証する諸堂内安置の仏像群や仏具類などの保存を図る必要がある。

⑦建造物の損壊に、野生のキツツキやハクビシンなどが関係している。クマの出没もある。

これらの解決として次のことが計画に盛り込まれた。

①～③土地・建造物・設置物の計画的な保存修理の実施。

④⑤地域住民の史跡保存に対する理解と協力を深め、共存・共営による景観の保持と修景。

⑥所有者である本山慈恩寺が主体となり、耐火性や空調設備を備えた収蔵庫の設置の推進。

⑦野生動物への対応については未定となった。

### (2) 活用上の課題と解決

慈恩寺周辺の整備はさて置き、史跡内での一般市民に公開する活用上の課題は次のとおりである。

①史跡慈恩寺の来訪者に向けて、標柱の設置、表示板・説明板・案内板の設置が不足している。

②史跡慈恩寺旧境内の歴史文化を証する本堂や諸堂内の仏像群や仏具類については、期日を定めた公開はなされていない。

③山業地区の慈恩寺修験行場は山奥に位置し、現状はスギ植林や雑木林であり、道路が未整備である。

④史跡の案内については、史跡全体のガイドは実施されていない。

⑤活用施設・設備を有効に機能させ、来訪者の理解を深めるためのガイドブックや解説書がない。

これらの解決として、整備計画を策定し、行政と本山慈恩寺、地元住民、関係者の協力の下、実施していくことが求められた。

①については、本堂境内や集落内を散策する動線や本堂境内地区と西の結界八面大荒神社と山業地区を結ぶ動線計画に基づくことが必要であった。

②について特に、重文指定仏像群が慈恩寺本堂宮殿内に秘仏として安置、非公開になっており、これらを耐火性・空調設備を備えた収蔵庫に移転がはかられて公開に供されることが望まれた。

また、周知活動については、「慈恩寺Times」の充実を図り、慈恩寺講演会の開催など引き続き広報活動や周知活動に努めていくこと、インターネットを駆使して史跡の周知に努めること、史跡慈恩寺旧境内を研究する組織を立ち上げ、学術研究を深め、その成果を市民に還元していくこと、地域住民や学校教育・社会教育などで史跡学習を深め、史跡を地域の誇りとして、また憩いの場として様々な活用していくことなどが提示された。

## 5. 保存活用計画の策定

### (1) 保存活用計画の策定

史跡慈恩寺旧境内保存活用計画は、史跡慈恩寺旧境内の価値を損なうことなく適切に保存し、次世代



図12 慈恩寺新山堂跡発掘調査

へと確実に伝え、活用していくための指針として策定したものである。史跡の本質的価値を明確にし、その価値を後世に引き継ぐために必要な保存活用に関する基本方針や、史跡の整備及び管理運営の体制等について考え方を示し、今後この計画に基づき保存活用の整備を推進して、歴史・観光の拠点となるよう、まちづくりに繋げることを目指したものである。

計画策定にあたっては、平成27年度・28年度の2ヶ年にわたり「国宝重要文化財等保存整備費補助金」を活用して寒河江市教育委員会が事業を実施した。また、寒河江市が平成27年度に「史跡慈恩寺旧境内保存活用計画策定委員会」（以下、策定委員会）を設置し、委嘱した委員から多くの意見をいただいた。また、各委員からは、委員会での協議以外に、現地において専門的見地から指導を随時いただいた。

計画書の作成は、策定委員委員が執筆したほかは、策定委員会の指導のもとに事務局が担当し、全体の監修は策定委員会委員長が当たった。なお、史跡慈恩寺旧境内の歴史と文化財については、『慈恩寺総合調査報告書』（寒河江市教育委員会、2014）が基礎となった。

付図については、業務委託して作成した航空測量図（1/1,000）を縮小したものを用いた外は、寒河江市教育委員会及び寒河江市で作成したものを中心



図13 第2回慈恩寺講演会

に使用した。

江戸期の慈恩寺は、2,812石3斗余の御朱印を有し、鎮護国家・五穀豊穡・招福除災を祈願する祈祷寺の性格をもつ寺院であったため、山寺立石寺のように霊場として人々の信仰を集めている庶民に開かれた寺院というものではなかった。このことは、本堂に参詣人による落書きが見当たらないということからも理解される。庶民に開かれた寺院でなかったということは、現在においても慈恩寺は重要文化財を多く持つ寺院という認識はあるが、寺院の歴史や性格については、ほとんどの市民からは知られていない。「謎の寺、慈恩寺」と称されている所以である。慈恩寺についての理解を進めるために、寒河江市は平成22年から慈恩寺シンポジウムを、平成26年からは慈恩寺講演会と名称を変えて市民を対象に講演会を開催してきた。これらの講演会で示された様々な慈恩寺の歴史と文化的価値については、計画策定の裏付けとなっている。「出羽の慈恩寺、陸奥の中尊寺」と、東北での寺院の位置づけを意味するフレーズもシンポジウムで講師から語られた言葉である。市民の理解と期待があって、机上の空論に終わらない計画の立案につながるものと考える。今後とも発掘調査を含め慈恩寺研究を進め、その成果を市民に発信していく必要を感じている。

## （2）保存活用計画策定の際に生じた課題

寒河江市が慈恩寺の国史跡指定を希求した背景には、観光資源として慈恩寺を全国的に広報しようとしたことが一番である。加えて、30軀（令和2年2

月現在31軀)に及ぶ国重文指定の仏像群を恒久的に保存していくための収蔵庫建設が図られるのではないかと期待があった。慈恩寺本尊であるからとはいえ、このまま木造茅葺の本堂宮殿に安置しておけば、いくら700年の間無事であったとしても、この先安全である保証はない。明日にでも火災や盗難によって滅失毀損してしまう危険が高いことは、慈恩寺や寒河江市民がよく知っている。慈恩寺の仏像群が市民の誇りの核心なのである。しかしながら、保存活用計画では、市による仏像群の収蔵庫建設を見送り、所有者である慈恩寺一山の課題としている。

史跡内においても場所により土地利用が異なる。寺の人々が暮らし、今も活動が続いている生活の場がある。「生きている史跡」と称して良い。現状変更の取り扱い基準を一律に定めることが困難となり、4種類のゾーニングと史跡外に環境保全ゾーンをそれぞれ設定した。また、史跡地の維持管理は、指定以前から主に慈恩寺一山や地元住民によって行われてきた。これは指定後も従前通りとした。すなわち、史跡内において人々が暮らし、慈恩寺の行事等を執り行い続けていくことが、史跡保全の前提であると考えられた。そのため、境内地や居住地は、原則公有地化には適さないとみなした。このことから、保存活用計画策定後においても、整備を進めていく上で、地元住民や慈恩寺一山の理解を得るきめ細かな事前調整がより重要となってきた。

### (3) 歴史の重層性や価値の多様性について

前述のとおり、慈恩寺には平安仏やこの時期の慈恩寺一切経、鎌倉仏などが残されており、本尊弥勒菩薩像については、鎌倉時代に慈恩寺で製作されたことが胎内銘からあきらかとなっている。史跡の中心時代である江戸時代をさかのぼることが明確なのであるが、今のところ、江戸期より前の慈恩寺の姿を史跡内において辿ることはできていない。この解明は、発掘調査等による考古学的手法が必要となっている。また、清僧を中心とした密教寺院としての慈恩寺(宝蔵院・華蔵院を中心とした真言宗)と修験の慈恩寺(最上院を中心とした天台宗)、加えて

時宗や律宗、熊野信仰などが入り組んでおり、慈恩寺を単独宗派として捉えることはできない。本質的価値や構成要素の設定に当たっては、現在に残されている状況そのものを分類色分けすることなく、できるだけそのまま取り込んだものである。研究の余地が高いといえる。したがって、慈恩寺境内の堂舎や慈恩寺一山3ヶ院17坊にしても、本来、宗派や時代の特性などを合わせて説明する必要がある。例えば、修験だけでもって慈恩寺を語れば、偏った慈恩寺の姿を伝えることになる。この点は、慈恩寺を正しく知ってもらう上での課題となっている。

## 6. 策定後の反省点

本集会のテーマにある通り、史跡慈恩寺旧境内は歴史が重層し、多様な価値を有している。歴史的には、本質的価値の時代を江戸時代としているが、それ以前にさかのぼる歴史を有する。価値の多様性については、文化財の指定状況だけでも史跡、有形文化財建造物、絵画、彫刻、工芸品、古文書、無形民俗文化財などが国指定重文あるいは山形県指定文化財となっている。

保存活用計画には、土地や建造物の保全と市が強く要望しているガイダンス施設の整備を中心としたものとなっている。計画が実効性のあるものと力を置いたのもこの点である。その反面、慈恩寺の多様な文化財についてよりきめ細やかで具体的な保存と活用について検討が必要ではなかったかと思う。

また、本山慈恩寺は、現在も法会を執り行っている寺院である。寺院の宗教的活動及び寺院建造物のあり様と史跡整備との関わりについても話し合いを深めなければならなかったかと思う。

策定後の良かった点は、まず明確な史跡整備の道筋がつけられたことにより、この方向性について慈恩寺一山・地元民・市当局ならびに市民の理解がなされたことである。今後、遅れることはあっても着実な進展が図られる礎の確立こそが、なにより大事なことである。

#### (4) 個別事項

現在の慈恩寺は、3ヶ院のみ檀家を有し、本山慈恩寺には檀家無く、拝観料が主な収入源である。それゆえ、観光拠点として市の計画に位置付けられることに對し慈恩寺は肯定的である。特に慈恩寺は、観光面で活用になる整備に市に期待をかけている。

政教分離の観点からは、従前から慈恩寺本堂や仏像群、慈恩寺舞楽などへの補助事業は、市はあくまで指定文化財に対する助成という認識である。このことは市民も周知のことであり、これまで異論は出していない。

既述のとおり、慈恩寺は格式の高い拠点寺院である。慈恩寺一山の人々は、慈恩寺に対する誇りと愛着が何よりも強く、伝統を重んじる。市による新規の取組を計画する場合、一山との合意に役員全員の納得を得るための説明に時間をかけてきた。他の自治体でも同様のことであろう。

地元同意を得る方法として、市は最初に地元の応援体制を整えたことが挙げられる。慈恩寺国史跡指定推進委員会を設立し、慈恩寺一山代表・地区の区長・町会長・公民館長・小学校長などを委嘱し、史跡指定に向けた取組状況を説明し、質疑などにより理解を得てきた。地元への情報の浸透がスムーズな同意取得につながったものと思われる。

## 7. おわりに

寒河江市において「慈恩寺旧境内」が国史跡指定の第1号である。寒河江市を挙げて国史跡指定に向けて具申書提出事業の取組がなされたのは、平成23年度から3年を目途にであった。平成26年に国史跡指定を受けられたことは、慈恩寺の持つ価値が顕在化された喜びもあるが、とりわけ、寒河江市民、地元慈恩寺住民にとって大きな励みと自信を得られたように思う。

今後は、史跡の追加指定を目指し、史跡の保存を全うしつつ地域活性化をどのように進めていくか、活用について本山慈恩寺及び地元の人たちと一緒に考え、実施していくのが文化財保護担当者の責務で

あると考えている。

#### 【参考文献】

- 1) 寒河江市教育委員会 2017『史跡慈恩寺旧境内保存活用計画書』
- 2) 寒河江市委員会 2018『史跡慈恩寺旧境内整備基本計画書』
- 3) 寒河江市委員会 2014『山形県寒河江市埋蔵文化財調査報告書第36集 慈恩寺総合調査報告書』
- 4) 寒河江市教育委員会 2016『第2次寒河江市教育振興計画』
- 5) 寒河江市教育委員会 2012～2018「慈恩寺Times創刊号～第30号」
- 6) 寒河江市教育委員会 2016『国史跡慈恩寺旧境内』
- 7) 寒河江市教育委員会 2010『寒河江の宝育成事業報告書 慈恩寺文化を語る』
- 8) 寒河江市教育委員会 2011『寒河江の宝育成事業報告書 慈恩寺文化を活かした地域づくり』
- 9) 寒河江市教育委員会 2012『寒河江の宝育成事業報告書 慈恩寺文化を守り活かす』
- 10) 寒河江市教育委員会 2013『慈恩寺シンポジウム・行事研究報告書 歴史と文化財を知り守り活かす』
- 11) 寒河江市教育委員会 2014『慈恩寺シンポジウム・行事研究報告書 地域の宝を守り活かす』
- 12) 寒河江市教育委員会 2015『慈恩寺講演会・行事研究会報告書 出羽国に華開いた仏教文化 慈恩寺「悠久の魅力」』
- 13) 寒河江市教育委員会 2016『慈恩寺講演会・行事研究会報告書 出羽国に華開いた仏教文化 慈恩寺「悠久の魅力」』
- 14) 寒河江市教育委員会 2017『慈恩寺講演会・行事研究会報告書 出羽国に華開いた仏教文化 慈恩寺「悠久の魅力」』
- 15) 寒河江市 2014『寒河江市慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画書』
- 16) 寒河江市 1997『慈恩寺中世史料(解説版)(写真版)』
- 17) 寒河江市 1994『寒河江市史 上巻 原始・古代・中世編』
- 18) 寒河江市 1999『寒河江市史 中巻 近世編』
- 19) 寒河江市 1991『寒河江市の文化財』
- 20) 寒河江市 2016『第6次寒河江市振興計画 さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江』
- 21) 寒河江市ホームページ「国指定史跡 慈恩寺」  
<http://www.city.sagae.yamagata.jp/kurashi/sports/jionji/index.html>
- 22) 寒河江市ホームページ「「寒河江市慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画」の策定について」  
<http://www.city.sagae.yamagata.jp/shisei/keikaku/kyoikubunkakeikaku/jionjiplansakutei.html>

- 23) 寒河江市ホームページ「平成30年度寒河江市一般会計当初予算（案）の概要」  
<http://www.city.sagae.yamagata.jp/shisei/zaisei/30yosannaiji.html>
- 24) 寒河江市ホームページ「統計情報（2018）」  
<http://www.city.sagae.yamagata.jp/shisei/tokei/tokei2018.html>
- 25) 山形県 1974『山形県史 慈恩寺史料』
- 26) 文化庁文化財部 2014「新指定の文化財」『月刊文化財 9／平成26年』第一法規株式会社 p.p.4-5
- 27) 近年、菊地大樹氏は中世における里山寺院としての慈恩寺の性格について詳述し、「中心における求心力のゆえに周縁が成立し、また周縁において創造されるエネルギーの存在によってこそ、中心には活気が与えられた」と記している。  
菊地大樹 2016「里山と中世寺院－民衆仏教の展開－」『日本の古代山寺』古志書院、p.p.217-244